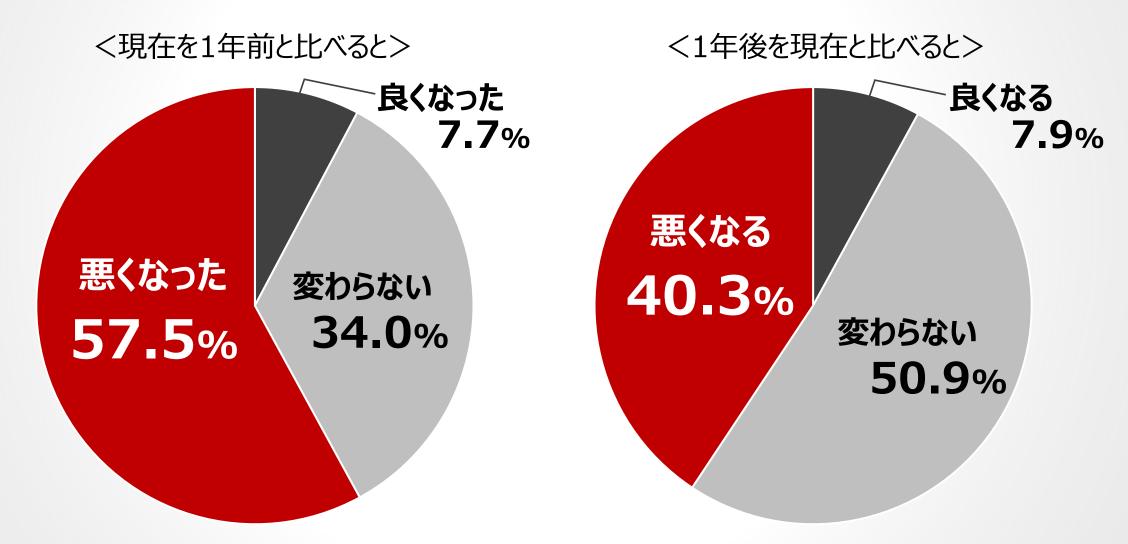
通信政策特別委員会(第17回) ヒアリング発表資料

2024年10月29日 楽天モバイル株式会社



国民が感じる景況感

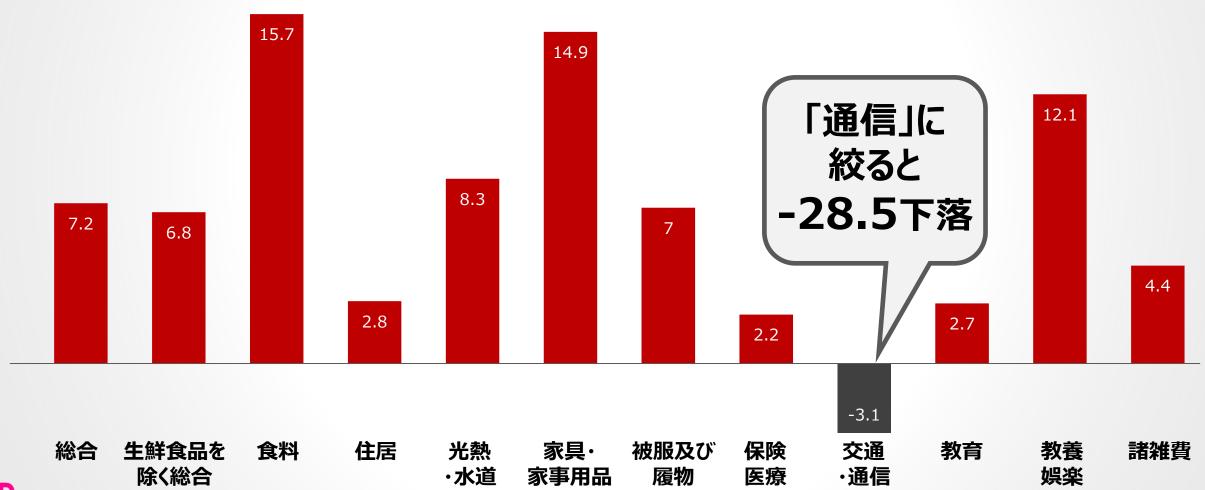
2024年6月現在、半数以上の国民は景況の悪化を感じている



日本の物価

2020年と比べ物価は大幅に上昇したが、通信費は例外的に下落

2020年を100とした場合の指数(2024年3月)



F

出典: 総務省「2020年基準消費者物価指数」2024年(令和6年)3月分及び2023年度(令和5年度)平均より弊社作成

適正な携帯料金

今後も<u>公正な競争</u>を 維持することが必須

ワーキンググループでの議論

NTTが担うユニバーサルサービス責務や 外資総量規制の維持、公正競争確保の観点で、 NTTの特殊性・公共的役割が再確認され、 NTT法の規律を維持・強化すべき根拠が示された

WGの議論に賛同

楽天モバイルの意見

公正な競争を今後も維持・確保する観点から 審議会・WGでの議論を踏まえ

NTT法は廃止ではなく 維持・強化すべき

NTT法の廃止に反対する理由

1

NTTの 「特別な資産」の 保護 2

NTT法の 「組織の規律」の 維持 3

NTTの 「公共的役割」の 担保

NTTが承継した「特別な資産」

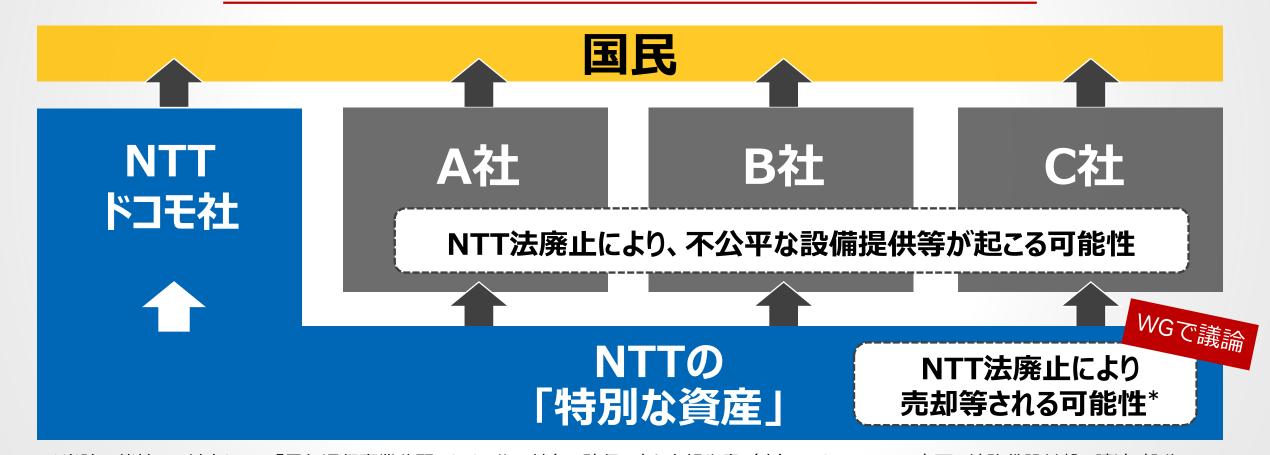
通信の黎明期である「日本電信電話公社」時代に、 現在価値では合計40兆円程度にもなる公費で作った設備

土地	局舎	とう道	管路	電柱	光ファイ バー
約17.3 km²	約 7,000 ビル	約650 km	約60万 km	約1,190 万本	約 110 万 km
東京ドーム 約370個分	全国交番の数 (約6,000)を 上回る	東京の地下鉄 総延長の 約2倍	地球 15周半	国民 10人に1本	月までの 距離 約3倍
光ファイバーや 各種通信設備を集約		基地局と各種通信設備を繋ぐ光ファイバーを敷設 するのに不可欠な線路敷設基盤			(2022 to 40 Early le

「特別な資産」 = 国民の資産

全ての電気通信サービス、基幹通信インフラの基盤であり

国民の資産として、政府が守ることが大前提



^{*}当該可能性への対応として、『電気通信事業分野における公正競争の確保の在り方報告書(案)』において、NTT東西の線路敷設基盤の譲渡・処分への認可制の導入、線路敷設基盤の開放の促進の方向性が、『電気通信事業分野における経済安全保障の確保の在り方報告書(案)』において、NTTの外資総量規制等の維持の方向性が示されており、これらに賛同。

NTT法の廃止に反対する理由

1

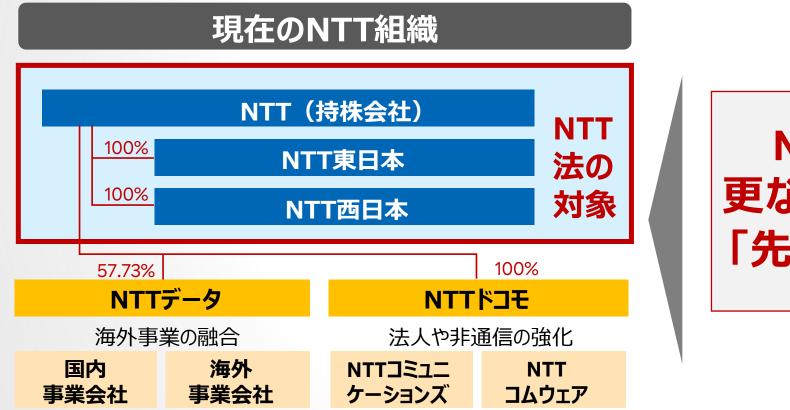
NTTの 「特別な資産」の 保護 2

NTT法の 「組織の規律」の 維持 3

NTTの 「公共的役割」の 担保

「組織の規律」の重要性

NTT法の「組織の規律」が消滅することにより 大NTTが復活し、公正競争が一気に崩壊する恐れあり



NTT法の廃止により、 更なるNTT組織の統合等、 「先祖返り」が進む可能性*

※当該可能性への対応として、『電気通信事業分野における公正競争の確保の在り方報告書(案)』において、NTT東西・NTTドコモのグループ内の合併審査の導入、NTT東西の分離の維持の方向性が示されており、これに替同

参考:ドコモ完全子会社化時のプロセス

1990年以来、公正競争確保に向けて30年に渡り積み上げられてきた議論が極めて拙速なプロセスで覆された

ドコモ分割時の経緯

1990年 政府措置

1992年 郵政省およびNTT自身が 以下の条件を発表

- ・他社との同等性確保
- ・NTTの出資比率低下 など
- →上記を前提に30年間、競争が促進

完全子会社化の経緯

2020年9月29日 完全子会社発表

2020年12月29日完全子会社化

政府の議論も尽くされないまま 「市場環境が変化」等のNTT側の 主張を総務大臣が事実上容認

NTT法の廃止に反対する理由

1

NTTの 「特別な資産」の 保護 2

NTT法の 「組織の規律」の 維持 3

NTTの 「公共的役割」の 担保

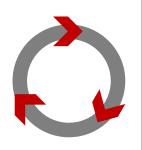
NTTの変わらぬ「公共的な役割」

NTTは引き続き、「特別な資産」を承継し、かつ管理する「特別な組織」であり、公共的な役割の担保のため事業法とは別の枠組みでNTT法の規律を維持すべき

NTT法

「特別な資産」を管理する 「特別な組織」の公共性を 担保する「組織のルール」

- ✓ 事業会社ではないNTT持株の役割・責務
- ✓ 業務範囲規制/合併等の認可手続き
- ✓ 外資規制 (総量規制) など



電気通信事業法

公正な競争を促進するために シェアの高い通信事業者が守る 「設備貸出・事業のルール」

- ✓ 接続応諾義務(全事業者共通)
- ✓ 第一種·第二種指定電気通信設備制度
- ✓ 禁止行為規制 など

参考: NTT法の規定を事業法に含めることの問題点

- 1. シェア等に基づく非対称規制である事業法における禁止行為規定に、 特別な資産を有することを規定要因とするNTTの組織規定を加える ことは不可能
- 2. 電気通信事業者ではないNTT持株会社の規律を電通法に盛り込む ことは不可能
- 3. 特別な資産を有する限り、NTT法の役割が完遂されることはなく、 私権を制限する強制力のある規定に事業法は不向き

NTT法が廃止された場合

国民にとっての 不利益が発生する 可能性あり

NTT法を廃止した場合の懸念①

総務省をはじめとする政府の尽力により実現した

「携帯電話の低料金化」も先祖返りし、国民負担が大幅に増大

NTT完全民営化による独占回帰

不公平な設備提供等による競争の阻害

携帯料金の再値上がり

国民負担の増大



NTT法を廃止した場合の懸念②



NTTが国際競争や経済合理性を優先できるようになるため 地方におけるユニバーサルサービスがおろそかになる可能性※あり

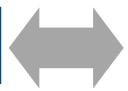
NTT法によって規定されている ユニバーサルサービス











民間企業が優先する 投資先の一例









※当該可能性への対応として、『電気通信事業分野におけるユニバーサルサービスの確保の在り方報告書(案)』において、NTTがユニバーサルサービスにおける 最終保障提供責務を担う方向性が示されており、これに替同

楽天モバイルの意見

審議会・WGでの議論を踏まえると NTT法を廃止する合理的な根拠はなく 時代の変化に応じてNTT法の規律を、 廃止ではなく維持・強化すべき



Rakuten Mobile